

地域密着型通所介護事業の概要等

1 地域密着型通所介護事業の概要

地域密着型通所介護は、平成28年4月から創設されたもので、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所で、在宅の要介護者に事業所へ通ってもらい、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うものです。また、地域との連携を図るため、利用者や地域住民の代表者等で構成された運営推進会議を設置し、概ね6月に1回開催する必要があります。

さらに、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方を対象に、入浴、排泄、食事等の介護やその他日常生活上のお世話や機能訓練を行う、療養通所介護についても、平成28年4月から地域密着型サービスとなります。

なお、介護保険の事業所として指定を受けるためには、法人であること等の要件がありますので、介護保険法等を確認の上、事業所の開設をご検討ください。（指定の要件については、「指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール」の項目「2 指定申請にあたっての注意事項」を参照してください。）

2 事業所の類型

①地域密着型通所介護事業

要介護者（要介護1～5）を対象にした、利用定員18名以下の地域密着型通所介護事業

②療養通所介護事業

難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方を対象にした、利用定員9名以下の地域密着型通所介護事業

※①、②は、基本的には同一事業所において、どちらかのみの実施となります。

3 事業実施にあたっての基準等について

地域密着型サービス事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って運営できることが条件となります。

事前協議を行う前に必ず次の掲げる運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、事業所の開設をご検討ください。

①柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例（平成24年柏原市条例第25号）

②指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

③指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）